

## 党規約・代表選挙規則改正案のポイント

### 第1 党規約の改正について

1. 代表の権限の一部を幹事長に委任できることとする。
  - 1) 幹事長が党務、政策、国会のすべてを統括することを明確にするため、幹事長の権限を「党運営を統括する」とあらためる。
  - 2) 代表は、党務7委員長、倫理委員、会計監査の選任について、幹事長に委任できることとする。
  - 3) 代表は、役員会の運営を幹事長に委任することができることとする。
2. 政策決定機関を役員会とし、その決定は常任幹事会の承認を得た政策決定手続きにもとづくこととする。『次の内閣』の規定は現行どおりとする。
3. 役員会の構成を、代表、代表代行（任意）、幹事長、政策調査会長、国会対策委員長、代表の指名する参議院役員（以上は変更なし）、選挙対策委員長、その他幹事長が指名する役職者とする。党務委員長は現行どおり常任幹事会の構成役員とする。

### 第2 代表選挙制度の改正について

1. 代表任期を与野党時にかかわらず3年に延長する。
  - 1) 代表の任期を就任から3年後の9月末日までとする。
  - 2) 任期途中で就任した代表の任期を就任3年目の9月末日まで（任期は2年1か月から3年）とする。
  - 3) 任期の延長は2012年9月に選出される代表から適用する。
2. 任期満了選挙の党员・サポーター投票
  - 1) 投票単位を小選挙区単位から都道府県単位にあらためる。
  - 2) 各都道府県に、当該県連に所属する総支部数（衆参の国会議員および公認候補予定者が総支部長を務める総支部。暫定総支部を含む。党员・サポーター登録数が100人未満の総支部、総支部長の任期が満了した総支部は除外）と同数のポイントを付与し、候補者の得票に応じてポイント配分する。
  - 3) 名寄せ、住所地寄せは従来通り実施する。
  - 4) 有権者名簿の点検は、県連ごとに地方選管が所属総支部の協力を得て実施する。

3. 任期満了選挙の地方議員、公認候補予定者の投票
  - 1) 公認候補予定者を常に有権者とする（任期途中選挙も同様）。
  - 2) 地方議員のポイントを全国で141Pに引き上げる（現在は100P）。
4. 任期満了選挙の選挙運動期間を告示日、投票日を含め14日以内とする（現行は14日間）。
5. 任期途中選挙を大会代議員選挙とする。
  - 1) 任期途中選挙の有権者を、国会議員、公認候補予定者、県連代議員各3名とする（県連代議員は決選投票権はなし）。ただし、特例として両院議員総会における選出の余地を残す。
  - 2) 選挙運動期間を設け、党员等の意向を把握するための予備的調査等を解禁する。
  - 3) 選挙日程は常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得ることとする。
6. 外国籍の党员・サポーター
  - 1) 党员の入党資格を18歳以上の日本国民とする（サポーターは従来通り）。(入党申込用紙に日本国民であることの自己申告欄を設ける。すでに受け付けた党员・サポーターについては2012年の定時登録までに各総支部において確認を行う。事後に日本国民でないことが判明した場合には、登録は無効とする。)
  - 2) 代表選挙の投票権は党员と日本国民のサポーターに付与する。(外国籍のサポーターは、代表選挙の有権者名簿に登録する際に除外する。)
  - 3) 党员は党の構成員、サポーターは支援・応援をいただく方々であることを運用上も明確にする。(党员とサポーターの定義は規約上明記されているところであり、各総支部等における運用においてもそれを明確にする。)
7. その他、所要の改正、実務の改善など

以上